



島根県報

令和6年8月27日（火）
第544号
（毎週火・金曜日発行）
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

令和6年9月定例県議会の招集	（財 政 課）	2
令和6年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜	（畜 産 課）	2
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の 変更の届出	（中 小 企 業 課）	2

【公 告】

農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請	（農 業 経 営 課）	4
家畜体内受精卵移植に関する講習会の開催	（畜 産 課）	5

【正 誤】

平成14年10月4日付け島根県報第1,408号中	（中 小 企 業 課）	6
--------------------------	-------------	---

告 示**島根県告示第546号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和6年9月10日定例県議会を松江市に招集するので、同条第7項の規定により告示する。

令和6年8月27日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第547号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による令和6年度地方の臨時種畜検査を実施し、種畜証明書を交付したので、同法第8条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和6年8月27日

島根県知事 丸 山 達 也

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品 種	検査成績
11387635076	多喜福（全和黑15976）	肉用牛 黒毛和種	1 級

島根県告示第548号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和6年8月27日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

平の前ショッピングモール 島根県隠岐郡隠岐の島町平森ノ越431番1ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ヤマダヤ 代表取締役 新宮 貴司 島根県隠岐郡隠岐の島町平431番地1

株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市遠田町2179番地1

株式会社ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー西日本 代表取締役 村上 正一 広島県広島市西区井口明神一丁目1番10号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）1,734平方メートル（施設No.1 株式会社ヤマダヤ）

（変更後）6,790平方メートル

（1,790平方メートル）施設No.1 株式会社ヤマダヤ

（3,988平方メートル）施設No.2 株式会社ジュンテンドー

（1,012平方メートル）施設No.3 株式会社ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー西日本

イ 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 駐車場No.1 66台 (施設No.1 西側)

(変更後) 駐車場No.1 66台 (施設No.1 西側)

駐車場No.2 158台 (施設No.2 西側及び施設No.3 西側)

ウ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 18台 (施設No.1 南西側)

(変更後) 18台 (施設No.1 南西側)

20台 (施設No.2 西側)

8台 (施設No.3 西側)

エ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 99平方メートル (施設No.1 南東側)

(変更後) 99平方メートル (施設No.1 南東側)

36平方メートル (施設No.2 北側)

36平方メートル (施設No.3 南側)

オ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 28.8立方メートル (施設No.1 南東側)

(変更後) 12.1立方メートル (施設No.1 南東側)

11.3立方メートル (施設No.2 北側)

3.2立方メートル (施設No.3 南側)

カ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前10時から午後9時まで (施設No.1)

(変更後) 午前9時から午後9時まで (施設No.1)

午前7時から午後9時まで (施設No.2)

午前8時から午後10時まで (施設No.3)

キ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後9時30分まで

(変更後) 午前6時30分から午後10時30分まで

ク 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 3か所 (駐車場No.1)

(変更後) 2か所 (駐車場No.1)

5か所 (駐車場No.2)

ケ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前7時から午後9時まで

(変更後) 午前6時から午後9時まで

(4) 変更する年月日

令和7年4月1日

※令和7年11月1日 国道485号の道路改良工事に伴い、駐車場No.1の自動車の出入口2か所について、位置を南側にずらす。

2 届出年月日

令和6年8月13日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

隠岐の島町商工観光課 (隠岐郡隠岐の島町下西78番地2)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があつたので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和6年8月27日

島根県知事 丸 山 達 也

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
益田市向横田町口136番	田	1,008
益田市向横田町口111番1	田	958

2 申請に係る農地の利用の現況

農地中間管理事業により耕作者へ貸付けている。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から現耕作者へ農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和7年1月1日	権利の始期から令和10年12月31日まで	39,320

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和6年9月10日

(2) 提出先

島根県農林水産部農業経営課

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定による家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催するので、家畜人工授精師養成講習会規程（昭和62年島根県告示第500号）第3条第2項の規定により公告する。

令和6年8月27日

島根県知事 丸 山 達 也

1 開催場所

出雲市古志町3775 島根県畜産技術センター

2 開催期間

令和6年10月17日（木）から同年11月15日（金）までの間（同月5日（火）から同月8日（金）まで並びに土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

3 受講定員

6名

4 講習に係る家畜の種類

牛

5 講習の科目

(1) 学科

体内受精卵移植概論、受精卵の生理及び形態、体内受精卵の処理及び保存、受精卵の移植

(2) 実習

体内受精卵の処理及び保存、受精卵の移植

6 受講資格

家畜改良増殖法第16条第2項の規定に基づく家畜人工授精に関する講習会（講習に係る家畜の種類が牛のものに限る。）の課程を修了してその修業試験に合格した者

7 受講者の調整

(1) 受講資格を有し、受講を希望する者は、令和6年9月20日（金）までに住所地を管轄する家畜保健衛生所にその旨を申し出ること。

(2) 受講希望者の数が受講定員を超えたときなどは、次の事項を勘案して受講者の調整を行う場合があること。

ア 家畜人工授精の実務経験の豊富な者で家畜体内受精卵移植の業務を的確に実施するのに必要な知識及び技能を修得することができるものと認められるもの

イ 家畜人工授精師の免許取得後、家畜体内受精卵移植の業務に従事しようとする者で地域の家畜改良増殖の発展に資すると認められるもの

(3) 家畜保健衛生所から受講できる旨の連絡を受けた者は、8の受講手続をとること。

8 受講手続

(1) 提出書類

ア 家畜人工授精師養成講習会受講願書

イ 家畜人工授精に関する講習会に係る修業試験合格証の写し又は家畜人工授精師免許証の写し

(2) 受講手数料

32,000円に相当する島根県収入証紙を(1)のアの所定の欄に貼り付けること。

(3) 提出期限

令和6年10月3日（木）

(4) 提出方法

(1)に掲げる書類を、住所地を管轄する家畜保健衛生所に郵送又は持参すること。

9 受講者の決定

書面により願書提出者に通知する。

10 その他

(1) 受講についての問合せは、農林水産部畜産課（0852-22-5827）又は住所地を管轄する家畜保健衛生所に行うこと。

(2) 開催場所又は開催期間は、やむを得ない事由が生じたときには、変更する可能性があること。

正 誤

平成14年10月4日付け島根県報第1,408号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

四	ページ
下	段
終 わり か ら 十	行
一、 三 八 一 平 方 メ ー ト ル	誤
一、 七 三 四 平 方 メ ー ト ル	正